

# 中期目標・中期計画（素案）

鳥 取 大 学

平成15年9月29日

## 国立大学法人鳥取大学の中期目標・中期計画（素案）

中 期 目 標	中 期 計 画
<p><b>（前文）大学の基本的な目標</b></p> <p>21世紀を迎えて本学は教育，研究，社会貢献，診療等の面で大学が発揮すべき機能を十全に伸展させることを宣言する。</p> <p>本学は，理念として「知と実践の融合」を掲げ，以下の3つを教育研究の目標とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 社会の中核となりうる教養豊かな人材の養成</li> <li>2) 地球的・人類的・社会的課題解決への先端的研究</li> <li>3) 地域社会の産業と文化等への寄与</li> </ol> <p><b>学部教育：</b>大学は非常に多数の学生を収容することとなり，一方社会は大きな構造変革期にある。その中で第1期の学部教育として以下の点を重視していく。教養教育の再構築を目指す。</p> <p>大学教育に課せられる社会的ニーズの変化に対応できるように，教員の研修への参加機会を増やす。基礎学力の向上を図るため，カリキュラムの構成，到達度等を明確にし，カリキュラムの内容に関しても精査できるシステムの構築を図る。また，社会へ参画するステップとしても，インターンシップ制度を活発に活用できる方途を社会と開発していく努力を継続する必要がある。学生，教員相互の授業評価の結果等を活用して，授業方法に関しても改善が図れるよう，教員の教育業績に関し評価するシステムを構築する。</p> <p>これらのことが，十分機能できるよう教育施設・設備の充実を図る。</p> <p><b>大学院教育：</b>本学の大学院は教育研究の特色を反映すべく，複数の形態を取っており，これらの充実を図る。更に，以下の点も重視する。大学院大学とは異なる，学部4年と大学院2年を合わせた6年一貫教育コースという道も探っていきたい。研究者養成とともに高度な専門性を有する技術者の養成という面も重視し，社会倫理も含めた高い内容の教育活動も行うシステムとすることを目標とする。</p> <p><b>研究：</b>研究は基本的には個人の能力と努力によるところが大きい領域である。しかしまた，いろいろな分野の研究者がチームを組んで成果を上げる機会も増えてきた。そこで，チームをコーディネートする力も必要となってきた。大学としてはアイデアとコーディネート能力のある研究者の確保が緊要の課題である。外部資金導入可能なプロジェクトの養成，プロジェ</p>	

クト研究活動の支援等で大学としての研究能力の向上を図る方向を目指す。 21世紀COEプログラムに採択された乾燥地研究センター（全国共同利用施設）を中心とする「乾燥地科学プログラム」は、5年後に世界的水準のレベルに達するよう大学として支援する。 いくつかの21世紀COEプログラム該当プロジェクトが組まれることを支援する体制の構築を目指す。

**社会貢献：** 地域共同研究センター、ベンチャービジネスラボラトリー及び地域貢献推進室を中心に産官学連携による社会貢献、地域住民との連携による社会貢献を促進する。 生涯教育、ブラッシュアップのための機会提供を拡げる。 出前講義、理科教育への関心を高める各種フェアの開催、参画、各種研修の開催を行う。 公開講座の開催を拡大する。

以上の活動の活性化を図るため、ニーズの掘り起こしなど地道な努力を継続させる。

**診療：** 地域における中核医療機関として位置づける。 重症患者あるいは遺伝性疾患を含む難治性疾患患者の診療に責任を負えるよう、人材の確保と設備の充実を図る。 地域の住民に信頼され、地域の住民の保健と福祉の増進に指導的役割を發揮しつつづける。 診療を通して疾病の本態の解明、診断、治療、予防法の開発に努め、医療の進歩に貢献する。 診療支援活動として地域における医療従事者の再教育及び一般社会人に対する医療に関する社会教育の中心的機関として充分応えられる整備を図る。

**全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設：** 設置目的に合った活動を義務づけ、評価を行い、改善について担当の理事又は副学長は勧告を行うなど、学内外の教育研究等の支援が活発に行われる施設となることを目指す。

特に、教育研究、教務事務、大学管理運営事務の情報化、能率化に対応すべく、附属図書館及び総合情報処理センターの充実を図る。

**大学運営：** 学長のリーダーシップの下、Plan・Do・Check・Action（PDCA）がうまく機能するシステムを内蔵させ、タイムリーな企画立案、迅速的確な判断が可能となる効率の良い事務運営組織を作り、上記に示した大学の4つの機能がラインとして有効に働くようなスタッフとしての能力を高めることを目指す。 そのために、専門性が必要な部署への配属者の能力を高めるための研修の機会を増やす。 また、各種インセンティブを付与するシステムの導入も図る。

以上のような大学機能の活性化のために全てに亘って1個人の能力に期待するのではなく、各人の役割を明確にし、大学全体として機能の向上を図る。 そのために、多様な人材の確保、

多様な職種の設定，多様な勤務形態がとれるよう弾力的な人事制度の活用を図る。

### 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

#### 1 中期目標の期間

平成16年4月1日から平成22年3月31日までの6年間

#### 2 教育研究上の基本組織

本学は，この中期目標を達成するため，別表に記載する学部及び研究科を置く。

### 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

#### 1 教育に関する目標

##### (1) 教育の成果に関する目標

- 1) シラバスに達成目標を記載し，科目毎に成果の評価を行うシステムを導入し，取得単位，グレード・ポイント・アベレージ(GPA)，進級状況，資格取得，卒業などのデータを蓄積し，成果の評価を行い，教育の改善に資する。
- 2) 学生の授業評価，進学や卒業後の進路などから教育成果を評価し教育の改善に資する。

##### (2) 教育内容等に関する目標

- 1) 学士課程入試の目標  
多様な選抜方法の導入を図る。(一般，推薦，アドミッション・オフィス(AO)入試等)  
受験生の能力・適性の多面的評価を行う。(AO入試)  
受験教科・科目の適正な設定を行う。  
編入学の活用を図る。
- 2) 教育方法等の目標  
設定した教育目標に即して教育課程を編成し，体系的な授業内容を提供する。  
講義，演習，実験及び実習を適切にカリキュラムに取り

### 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 教育に関する目標を達成するための措置

##### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) GPA制度を導入し具体的な基準等を学生に「履修の手引き」等で公表する。
- 2) 出席評価，試験問題の標準解答(可能な限り)の公表等の評価基準を明示し，さらに評価データを公表するシステムを構築する。
- 3) 学部，大学それぞれで成績優秀者，顕著な活動を行った者を顕彰する現行の制度を継承する。

卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- 1) 各学部において修得した専門的知識を生かして社会貢献できるよう，適切な就職・進路指導，各種国家試験受験指導等に一層の努力をする。

教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 1) 教育の成果・効果を検証するための方法等を検討する機能を大学教育総合センターに付して検討・実施を行う。
- 2) 卒業後の進路の分析を通して，成果の目標の妥当性をチェックし改善できる体制を作る。

##### (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 1) 「知」のみならず，強い「実践的マインド」を有する学生の受け入れ方策を適切に講ずる。
- 2) アドミッションセンターは，各学部から提示されたアドミッション・ポリシーに応じた，学生をリクルートすることに努める。

教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

- 1) モチベーションの醸成を促す教育の取り組みを具体化する。
- 2) 将来，職として専門性を生かせる教育課程の編成という狭義な視点及びより成熟した社会を目指すために必要であるという教育課程の編成等多様な視点での教育課程編成が可

入れる。

学術知識を実践に結びつけて活用できる機会を提供する。

学習指導等の改善については、個人のみならず、組織的にも行うことを検討する。

基礎学力の向上を図る。

技術者教育については、日本技術者教育認定機構（JABEE）からの認定を受ける。

### 3) 大学院課程の目標

専門性を付与する。

社会との接点の開発を行う。

国際性を付与する。

### (3) 教育の実施体制等に関する目標

1) 教員採用に当たっては、大学において定めた「教員選考に関する基本方針」の遵守を義務づけるとともに、組織の弾力的編成を図る。

2) 教育支援スタッフの活用に関しては、全学人事委員会で検討し、教育支援体制の充実を図る。

3) 本学における現行の施設有効活用に関する規定等を継承し、施設の有効活用を図る。

4) わかりやすい講義を行うための創意工夫に取り組む意欲を喚起する仕組みを構築し、実行する。

能となる体制をとる。

3) 倫理教育、安全教育、環境問題に関する教育を充実し、責任意識の高い技術者・研究者の養成を図る。

4) 技術系学科では、日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定の取得を拡大して、国際的に通用する技術者の養成を図る。

5) 技術経営（マネージメント・オブ・テクノロジー = MOT）教育を導入し、高度技術者の養成を図る。

授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

1) 大学教育総合センターの教育研究開発部の機能を充実させて、教材の有効利用及び教科毎の指導法の研究開発を行う。

2) 上記開発を踏まえた実践が行われるよう指導し、チェックする機関を教育研究評議会に置く。

3) 情報通信技術（IT）を活用した講義の拡充を図るためにソフトとハードの両面の整備・活用を図る。

適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

1) 成績評価基準をシラバスに明示し、評価基準の妥当性に関し外部評価を受ける。

### (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置等に関する具体的方策

1) 大学として教職員の適切な配置を決めうる体制を構築する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

1) 講義室・演習室の電子管理を行う。

2) 図書資料のオンライン目録の整備充実を図る。

3) 電子ジャーナルの充実を図る。

4) 教育関連の電子掲示板の整備を行う。

5) 学生にパソコンを必携とし、教育研究へのパソコン活用を図る。また、そのための教室、図書館等の設備充実を図る。

教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策

1) 教員の教育業績評価システムを確立する。それを受けて処遇の方法を定める。

2) 学生、教員相互の授業評価などを踏まえ、評価の有効性などを検討する教員を大学教育総合センターへ配置する。

3) 評価結果を踏まえて、学部長は研修必要者にFD研修会への積極的な出席を促す。

教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

1) 大学教育総合センターの教育研究開発部の機能を充実させて、教材の有効利用及び教科毎の指導法の研究開発を行うとともに、全学教育委員会において全学的な改善が図れるようなシステムを構築する。

- 2) メディア教育にかかるものについては、情報化推進委員会、総合情報処理センター、大学教育総合センター及び附属図書館で連携をとりながら進めていく。
- 3) ファカルティ・ディベロップメント(FD)の目標を達成するために教授方法改善専門委員会の責任として、次の3項目を実施する。  
FDの研修会等を実施する。  
教育改善の取り組みの成果の評価方法とそれをフィードバックするシステムの整備を行う。  
学生による授業評価の効果的な利用のための方策の検討と推進を行う。

全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

- 1) スペース・コラボレーション・システム(SCS)を利用した教育に積極的に参加する。
- 2) 他学部開設講義の受講を推進する。
- 3) 国内外の乾燥地科学を志すポストドクター、大学院生、研究生等を積極的に受け入れ、海外基地などにおける教育を通じて、世界に通用する人材育成を行うために全国共同利用施設の乾燥地研究センターを活用する。
- 4) 情報通信技術・情報メディアに関連した教育、高速ネットワークを用いた米子キャンパスとの学内共同教育の充実を図るため総合情報処理センターを活用する。
- 5) 各分野の専門性を生かし、各学部・大学院と連携して学部・大学院教育及び研究者教育の支援を行う。また、「組換えDNA実験指針」、「動物愛護法」、「実験動物の飼養及び管理に関する基準」、「放射線安全管理」及び「特殊機器の利用」を基本とした知識・技術の理解と普及を図るため生命機能研究支援センターを活用する。
- 6) 大学教育の改善のための核として教育目的・目標に即した教育課程の見直しを行い、授業評価等を生かした授業実施体制を組み、それとともにFD活動及び自己点検・評価を積極的に推進するために大学教育総合センターを活用する。

学部・研究科等の教育実施体制に関する特記事項

- 1) 連合農学研究科は、国立大学法人鳥取大学を設置大学とし、同島根大学、同山口大学を参加大学として連合することによって、一大学では成し得ない高い専門性と国際性を有し、かつ地域社会に貢献できる高度な農学教育を実施する。

**(4) 学生への支援に関する目標**

- 1) 学習に関する環境や相談体制を整え、学習支援を効果的に行う。
- 2) 福利厚生・経済支援・学生相談・就職指導の充実を図る。

**(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置**

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 1) 学生の理解度に対応した学習支援体制を充実する。(例えばティーチング・アシスタント(TA)制度の活用やオフィスアワーなど)
- 2) 入学時における大学への適応支援を行う。  
全学共通科目の大学入門ゼミを通じて入学時における大学教育への適応支援を行う。
- 3) 鳥取県教育委員会との協定に基づき高校教員との連携により、教養基礎科目の充実を図る。
- 4) 学生に対する相談、助言体制を充実する。(例えば学級教官・チューター制など)
- 5) 学生のニーズに応える体制の充実を図る。

- 6) 学生が行う情報の検索，収集，整理，測定，分析，とりまとめ，提示などを支援する組織・システム・施設・機器等の充実を図る。
- 7) 課外活動の支援を行う。
- 8) 学習支援に寄与する組織（附属図書館，留学生センター，大学教育総合センター，総合情報処理センター，生命機能研究支援センターなど）の連携と充実を図る。
- 9) 学生相談内容の多様化に対応して，心身ともに健康な学生生活を個別に支援するために，学生相談室の充実と専任カウンセラーの確保に努める。

#### 生活相談・就職支援等に関する具体的方策

- 1) 相談員を始めとする教職員の資質の向上を図る。
- 2) 「なんでも相談」の窓口業務の明確化と学内外機関との協力・支援体制の強化を図る。
- 3) 不登校及び成績（修学）不振者への呼びかけ，相談及び支援の実施を行う。
- 4) 相談及び生活情報収集が可能なスペースの確保・充実に努める。
- 5) ピアサポーター（学生相談員）の育成を図る。
- 6) キャリア教育及び資格取得コースの開設を行う。
- 7) 情報収集能力の強化を図る。
- 8) 就職相談体制及びガイダンスの充実を図る。
- 9) 上記実現のためのスタッフの充実を図る。
- 10) セクシュアル・ハラスメントの防止に努める。

#### 経済的支援に関する具体的方策

- 1) 各種奨学金制度及び授業料免除制度の充実に努める。
- 2) 下宿生活学生への各種情報提供等による生活支援サービスを図る。
- 3) ティーチング・アシスタント（TA）制度，リサーチ・アシスタント（RA）制度を活用した学生の経済的自立の支援に努める。

#### 社会人・留学生等に対する配慮

- 1) 留学生に関しては，生活・学習等に対する充実した情報提供を随時行うとともに，各部門と留学生センター及び保健管理センターが連携してきめ細かな支援を行う。
- 2) 鳥取県留学生推進協議会等による留学生支援システムの活用を図る。

## 2 研究に関する目標

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 1) 基礎研究や特化した実践的，先端的研究においては世界的な水準を目指す。
- 2) 地域の生活，文化，教育，産業，健康・福祉に寄与する高い水準の研究を目指す。
- 3) 成果を社会へ還元するシステムの構築を図り，積極的に活用する。

## 2 研究に関する目標を達成するための措置

### (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

#### 目指すべき研究の方向性

- 1) 異分野教員の研究を融合させる研究プロジェクトを活発化させる。
- 2) 本学の特性を生かした先端的研究の促進を図る。
- 3) 地域の社会的ニーズに即した研究の促進及び普及に努める。

#### 大学として重点的に取り組む領域

- 1) 21世紀COEプログラム該当プロジェクト（乾燥地科学プログラム等）
- 2) 機能再生医科学の研究推進と実践化

- 3) 次世代マルチメディア基盤技術開発
- 4) 未利用資源有効利用の基盤技術開発
- 5) サステイナブルな地域再構築のための政策的研究
- 6) 自然エネルギー活用の基盤技術開発

成果の社会への還元に関する具体的方策

- 1) 研究成果の概要を広く公表する。
- 2) 知的財産権取得を通じ研究成果の普及を図る。
- 3) 社会との連携の場を通じて、研究成果の還元に努める。

研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- 1) 以下のような項目等を参考にしながら、具体的、客観的に評価する。  
学会誌掲載論文数及びインパクト・ファクター等  
学会賞受賞  
国内外招待講演  
知的財産権取得の有無  
知的財産権使用による収益  
地域貢献度の評価

**(2) 研究実施体制等の整備に関する目標**

- 1) 研究の実施体制は、研究の重要性、緊急性、外部資金導入実績等に応じ弾力的に運営できる体制とする。
- 2) 環境の整備に関しては、共同利用スペースの確保、設備の充実など必要な整備を行うものとする。

**(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置**

適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1) 研究担当の理事又は副学長のもと、異分野教員の研究を融合させる研究プロジェクトを立ち上げる。
- 2) 研究に重点を置いた教員の配置が可能となる体制をとる。
- 3) 特定プロジェクトにおいては、ポストドクター、RAや研究支援スタッフの活用を可能とする体制を作る。

研究資金の配分システムに関する具体的方策

- 1) 研究においては、学内的にも競争的資金の運用を図る。

研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 1) 大型設備等は、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設を通しての要求及び設置を原則とし、広く有効活用を図る。

知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策

- 1) 知的財産本部（仮称）の設置を目指し一括管理を行う。

研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 1) 顕彰制度を設ける。
- 2) 機関帰属特許などの発明者・研究室への正当な還元のためのルールを制定し、実施する。



### 3 その他の目標

#### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標

- 1) 教育研究を通して地域社会との連携・協力を推進するための目標

地域共同研究センターを核として産官学連携の拡大に努め、共同研究、受託研究の増大を図る。

地域貢献推進室を窓口にして地域社会のニーズをくみ上げ地方自治体との連携・協力関係を強化する。

大学開放委員会を窓口にして教育における社会貢献を推進する。

ベンチャービジネスラボラトリーを核として、大学発ベンチャーの創出を図る。

- 2) 教育研究を通して国際交流・協力を推進するための目標

学術交流協定締結校と語学教育、異文化教育を行う教員の相互交換を行い、相互の学生の教育を行う。

学術交流協定締結校と共同研究、シンポジウム等を企画し実施する。

学生の相互交流を促進する。

これらを実施するための資金の確保に努める。

国際協力を積極的に参加する。

#### 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策

- 1) 学内共同研究に関しては、鳥取大学共同研究推進機構の15研究領域で積極的な取組みを行うと共に、共同研究、受託研究、異分野間の共同研究を積極的に推進することを大学として支援する。
- 2) 全国共同研究に関しては、乾燥地科学プログラム(21世紀COEプログラム)、中国内陸部の砂漠化防止と開発利用に関する基礎的研究(日本学術振興会拠点大学交流事業)、乾燥地農業の生態系に及ぼす地球温暖化の影響に関する研究(総合地球環境学研究所との共同研究)を中心としたより効率的な研究体制の構築を図り、国際共同研究の推進や海外研究教育基地の設置を通じて、乾燥地科学分野の研究を推進するため乾燥地研究センター(全国共同利用施設)を活用する。
- 3) 情報通信技術・情報メディアに関連した研究に対する基盤整備を行うため総合情報処理センターを積極的に活用する。
- 4) ライフサイエンス、環境科学、ナノテクノロジー・材料など高度化・学際化した先端的研究を統括して、共同研究を積極的に推進するため生命機能研究支援センターを活用する。

#### 学部・研究科・附置研究所等の研究実施体制等に関する特記事項

- 1) 工学部では、地震予知のための新たな観測研究計画(第2次)に基づき、地震発生にいたる地殻活動解析のための観測研究を他大学・研究機関と連携して行う。

### 3 その他の目標を達成するための措置

#### (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

##### 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 1) 地域貢献推進室を窓口とし、年度毎にPlan・Do・Check・Action(PDCA)管理を行う。
- 2) 大学開放委員会は地域住民のニーズに応えた、公開講座、各種研修会への講師派遣、理科ばなれ、ものづくり対策への協力等幅広い活動を企画、支援する。
- 3) 鳥取県との教育職員の相互派遣に関する協定を継続して、全学共通科目の一部の授業を高校教諭が担当するとともに、高等学校の体験学習等の授業を大学教官が行うことにより高等学校との連携の推進を図る。
- 4) 全学共通科目の高年次実践科目に地元自治体首長、地元企業の社長等を講師に迎え多角的な教育を行う。
- 5) インターンシップについては、鳥取県、鳥取市及び米子市と締結している協定を継続する。また、日経連インターンシップ等を通じて学生の派遣先を確保する。

##### 産学官連携の推進に関する具体的方策

- 1) 地域共同研究センターを窓口に関係諸団体との連携を強め、実質的な活動を行う。
- 2) コーディネーター機能の充実を図り、共同研究、受託研究の件数の増加を図る。
- 3) 地域共同研究センター、ベンチャービジネスラボラトリーを窓口として、産業界からのニーズの受信、技術化可能情報の発信を行う。
- 4) 共同研究推進機構を活用し、広範な研究領域に係わる問題解決に当たる。
- 5) 鳥取大学振興協力会及びとっとり乾地研倶楽部等と協力して、定期的に講演会、交流会

国際協力に積極的に参加する教員の評価を的確に行う。

## (2) 附属病院に関する目標

- 1) 患者中心医療の充実を図る。
- 2) 病院長のリーダーシップ及び支援体制を強化し、高い視野から機動的な病院の管理運営を遂行できる体制を整備する。
- 3) 卒前・卒後の医師及びコメディカル(医療従事者)の教育の充実を図る。
- 4) トランスレーショナル・リサーチ(基礎研究の臨床応用)

を開催する。

- 6) 研究領域の教員と関連自治体、企業との関係者と意見交換を行う。
- 7) 県の産学官連携推進室と十分な連携を持つ。
- 8) 地域の需要等に応じ、公開セミナー、高度技術研修等を開催する。

地域の公私立大学等との連携・支援に関する具体的方策

- 1) 大学コンソーシアム山陰の組織の活動を活発化する。

留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- 1) 学術交流協定締結校から語学教官を受入れ、語学教育の充実を図る。
- 2) 学術交流協定締結校への語学研修を大学として企画し、学生の参画を促すとともに大学コンソーシアム山陰においても各大学の企画する語学研修に構成大学の学生が参加できる措置をとる。
- 3) 学部学生の短期留学の支援を行う。
- 4) 乾燥地研究センターや農学部にあっては、乾燥地域に拠点(海外研究教育基地)を形成し教職員の派遣、大学院生の海外研修・実習を必修とする体制を整える。
- 5) 現在、実施している発展途上国を対象としたプロジェクトを継続的に実施するとともに、新たなプロジェクトの開発を目指す。
- 6) 学術交流協定締結校との研究連携を促進するため、シンポジウム開催等への資金援助枠を明示する。
- 7) 外国の研究者や教員の招聘が容易となる基盤を整備する。
- 8) 21世紀COEプログラムに係わる領域では、外国人研究者の招聘を計画に従って行う。
- 9) 教職員や大学院生の海外派遣は、資金の許される範囲で引き続き行う。
- 10) 学術交流協定締結校との連携は、これまで以上に一層の活性化を図る。
- 11) 知的支援による国際交流についても積極的に推進する方向で努力する。

教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

- 1) 日本学術振興会拠点大学方式学術交流事業として、乾燥地研究センターと中国科学院水利部水土保持研究所を拠点大学とする共同研究をより一層押し進める。
- 2) 国際協力事業団・集団研修コースとして、乾燥地、半乾燥地に属する開発途上国の灌漑用水資源開発に携わる研究者・技術者を対象に基礎知識と応用技術の研修を積極的に行う。

## (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策

- 1) 患者のプライバシー保護、アメニティ充実の推進を図る。
- 2) 病院長のリーダーシップを支援する部門の充実を図るとともに、病院業務に特化した事務組織を設置し、経営の効率化を推進する。
- 3) 病診・病病連携の推進、完全予約制の推進を図る。
- 4) 医療品質向上の推進を図る。

を展開するとともに高度先進医療の研究開発を推進する。

### (3) 附属学校に関する目標

- 1) 附属4学校園は、それぞれの設置目的に沿って、児童、生徒、幼児の教育(保育)を行うと共に大学・学部と連携しながら、教育の理論及び実際に関する研究並びに実証を行い、併せて学生の教育実習等の臨床現場となる。また、地域・附属学校園相互の連携を深めて、地域教育の向上及び教員の資質向上を図る。

#### 良質な医療人養成の具体的方策

- 1) 卒前の臨床教育、卒後初期臨床研修並びに専門医研修に連続性を持たせ、臨床教育・実習の充実を図る。
- 2) コメディカルの実務実習を積極的に受け入れるとともに受入体制を一層整備する。
- 3) 患者中心の総合的な実践研修システムの構築を図る。

#### 研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

- 1) 先端医療技術開発への学内外の基礎医学者や他学系研究者の参加を推進する。
- 2) 学内組織との連携により、トランスレーショナル・リサーチの推進を図る。

#### 適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策

- 1) 臓器・機能別診療体制を充実させ、関連病院と機能的に連動する診療体制を確立する。
- 2) 関連病院群との間で診療機能の分担を図り、高度先端医療を大学指導型で推進し、教育、診療、マンパワーの効率化を図る。

### (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

#### 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

- 1) 大学・学部との交流を密にし、大学教員と附属教員が共同でプロジェクトを企画し、教育に関する研究を推進する。
- 2) 各学部学生の教育実習の受入れと、教育実習カリキュラムの充実を図る。

#### 学校運営の改善に関する具体的方策

- 1) 各種委員会の充実を図り、教育・研究の企画、立案の向上に努める。
- 2) 少子化、公立学校等との関連を考慮して、附属学校園の在り方(適正規模等)について検討する。

#### 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- 1) 各附属学校の入試委員会及び専門委員会の充実を図り、適切な入学試験を行う。

#### 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- 1) 公立学校(県教育委員会)との人事交流を行い活性化を図る。
- 2) 研究会、研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図る。

#### 地域貢献に関する具体的方策

- 1) 公立学校等への研究成果の公開、情報提供を積極的に行う。
- 2) 県教育センター研修者への臨床的研究の場の提供を行う。

#### 各附属学校園相互の連携を深める具体的方策

- 1) 幼、小、中一貫したカリキュラムの開発を行う。
- 2) 異年次交流(各学校園交流)の推進を図る。

## 業務運営の改善及び効率化に関する目標

### 1 運営体制の改善に関する目標

- 1) 学長の強いリーダーシップと経営手腕の下、学内コンセンサスを踏まえて、効率的・機動的な大学運営を可能とするとともに教員が教育・研究に専念できるように運営体制を整備する。
- 2) 学内資源配分では教育環境の整備に特に配慮する。
- 3) 組織、資金の弾力的活用を図る体制を作る。

## 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

#### 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- 1) 学長、理事、副学長及び事務の代表者で組織する企画調整会議（仮称）を設け、全学的観点から経営戦略を立て、健全な経営を図る。
- 2) 学長管理定員を確保し、組織の弾力的活用を図る。

#### 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- 1) 人材活用、財政運営、組織再編などを全学的視点で行う。
- 2) 役員会、経営協議会及び教育研究評議会の権限と責任を明確にした上で、密接な連携を図る。
- 3) 部局長会議（仮称）を設置し、学内の意見の集約を行うとともに、学長の運営方針を各部署構成員に周知する。
- 4) 学内委員会を整理統合し、審議内容、構成員等の見直しを行う。

#### 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- 1) 副学部長等の補佐役を設け、学部長の補佐体制を充実し、学部長を中心としたダイナミックな学部運営体制を確立する。
- 2) 教授会の審議事項を精選するとともに、一般的な事項については、代議員制の導入により教授会の審議を経ず執行を行うことも考え、機動的・戦略的な学部運営を行う。

#### 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- 1) 学内委員へ事務職員等を積極的に登用し、教員・事務職員等が協力して大学運営の企画立案に参画する。
- 2) 役員、学部長等を、より密接、効果的に支える事務組織の在り方を検討し、事務組織の再編、人員の配置についての見直しを行う。

#### 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- 1) 新たな算定ルールに基づき配分するが、大学の戦略的経費はあらかじめ配分基本方針に入れ、重点的に配分する。

#### 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- 1) 経営協議会等に外部有識者を登用し、大学運営に社会の意見を積極的に反映させるシステムを構築する。
- 2) 労務、情報など高い専門性を担当する部署を新たに設置する。
- 3) 専門知識・技術を有する者を積極的に採用したり、あるいは専門的な研修を受けさせるなどの明確な人事方針を確立する。

#### 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- 1) 学長直属の内部監査室を設置し、会計、安全、業務等の内部監査を徹底する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標

- 1) 教育研究の伸展や社会的要請に応じ、適切な評価に基づき、教育研究組織の弾力的な設計と改組転換を進める。

国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- 1) 積極的に協力する。

## 2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- 1) 本学における教育研究組織の設置改廃については、学長及び学部長等が法人の長に提案し、教育研究評議会で審議し役員会で決定する。

教育研究組織の見直しの方向性

- 1) 教育サービスに関する機能の拡充を図る。
- 2) 社会的ニーズの変動に伴う組織の見直しを行う。
- 3) 組織の改編計画は、以下のとおりである。

地域学の教育研究の充実を図る。

- ) 地域学部の充実を図る。
  - ) 大学院教育学研究科を見直し、再編の検討を行う。
- 医学・医療・生命科学・保健学の教育研究の充実を図る。
- ) 医学部生命科学科の充実を図る。
  - ) 医学部附属施設の研究部門を見直し、再編の検討を行う。
  - ) 大学院医学系研究科の医学専攻及び保健学専攻の充実を図る。

工学の教育研究の充実を図る。

- ) 工学部及び大学院工学研究科を見直し、再編の検討を行う。
- ) ものづくりを重視した教育の充実を図る。

農学・獣医学の教育研究の充実を図る。

- ) 農学部獣医学科及び生物資源環境学科を見直し、再編の検討を行う。
- ) 農学部附属施設の統合を検討する。
- ) 大学院農学研究科を見直し、再編の検討を行う。

全国共同利用施設及びその他の教育研究施設は、教育研究の進展の動向や社会のニーズ等を見ながら充実を図る。

- ) 乾燥地研究センターの整備拡充を図る。
- ) 教育地域科学部附属教育実践総合センターを大学附属の学習開発総合センターに転換する。
- ) 教育地域科学部附属の小中学校、中学校、養護学校、幼稚園を大学附属に転換し、教育の充実を図る。
- ) 大学の情報化関係施設の統合を図る。
- ) 知的財産本部（仮称）の設置の検討を行う。
- ) 大学教育総合センターの充実を図る。

学科・専攻等の設置に伴い、変更等となる学位の種類及び分野

事 項	現 行	変 更 後
-----	-----	-------

変 更	教育地域科学部 学士（教育学） "（教養学） "（地域政策学） "（地域科学）	地域学部 学士（地域学）
新 規		医学系研究科 修士（保健学）

### 3 人事の適正化に関する目標

- 1) 定員並びに弾力的な人員配置については、全学人事委員会で原案を作成し、経営協議会・教育研究評議会において検討の上、役員会で決定する。

### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 1) 事務の効率化、合理化を進めるため、業務に応じた職種

### 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- 1) それぞれの職種においてインセンティブ付与を基本とする人事評価システムを構築し、教職員の能力開発及び適正な配置に活用する。

柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- 1) 専門性の高い職種については、独自に採用する方法を明文化する。
- 2) 大学の方針に基づき兼職・兼業の弾力的な運用を行う。
- 3) 多様な勤務形態を導入する。

任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- 1) 「鳥取大学における教員の任期に関する規則」及び「鳥取大学教員選考に関する基本方針」の積極的な運用を行う。

外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策

- 1) 国際化、国際貢献、男女平等の見地から外国人・女性教員の積極的な登用を行う。

事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- 1) 職員の専門性を高めるため、学内外の研修への派遣を随時行う。
- 2) 職員の能力の向上及び組織の活性化等のため、他大学等との人事交流を推進する。

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- 1) 業務内容の洗い出しを行い、合理化計画を立て、人件費に関して適切な対応をする。

職員の倫理保持、ハラスメントの防止の方策

- 1) 就業規則に規定するとともに、現行の倫理規程、「鳥取大学セクシュアル・ハラスメント職員相談に関する規則」を活用し、倫理保持及びハラスメントの防止に努める。

### 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

<p>を新設するとともに、業務組織の再編を行う。</p> <p>2) 外部委託等を積極的に活用する。</p>	<p>1) 事務組織の編成，人員配置について適正かどうかを常に見直す。</p> <p>2) 全学の情報システムを統括し，全学的見地から情報システムを企画立案・運用する機能を持った部門を設置する。</p> <p style="text-align: center;">業務のアウトソーシング等に関する具体的方策</p> <p>1) 業務のスピード化，効率化，効果的な人員配置の観点から検討を行い，アウトソーシングの導入を促進する。</p>
<p><b>財務内容の改善に関する目標</b></p> <p><b>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標</b></p> <p>1) 各種研究助成金に対する申請が可能となるよう，申請書の作成をあらかじめ，準備することを目指す。</p> <p>2) 共同研究，受託研究の獲得に努力する。</p> <p>3) 産官学連携コーディネーターの活動を支援する。</p> <p><b>2 経費の抑制に関する目標</b></p> <p>1) 管理業務を減らすとともに，効率的な施設運営を行うこと等により，固定的経費の節減を図る。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標</b></p> <p>1) 資産の運用管理の改善を図る。</p>	<p><b>財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p> <p><b>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</b></p> <p style="text-align: center;">科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策</p> <p>1) 科学研究費補助金の申請率を高める。</p> <p>2) 科学研究費補助金，共同研究，受託研究，奨学寄附金等の情報収集体制を確立し，外部資金獲得の増加に努める。</p> <p>3) 各種研究助成金の公募情報収集体制を整備し，積極的に申請させる等外部資金獲得の増加に努める。</p> <p>4) 企業等のニーズと大学の有するシーズのコーディネート活動を活発化させ，共同研究，受託研究の増加を図る。</p> <p style="text-align: center;">収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p> <p>1) 収益性が考えられる各種業務について，事業化の可能性を検討し，可能なものについては速やかに実施し，収入の増加を図る。</p> <p><b>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</b></p> <p style="text-align: center;">管理的経費の抑制に関する具体的方策</p> <p>1) 業務の外部委託，調達方法の見直し，事務の効率化，光熱水量の節減，職員配置の適正化等により，管理的経費及び人件費の縮減に努める。</p> <p><b>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</b></p> <p style="text-align: center;">資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策</p> <p>1) 土地： 利用状況の再点検を行い，全学的視点に立った効果的・効率的な運用・管理に努める。</p> <p>2) 施設： の項に詳述</p> <p>3) 設備： 学内に分散している各種計測・分析機器のうち，可能なものから集中管理を図るとともに，新規に導入する大型設備は，学内共同教育研究施設に設置する等，効率的な運用に努める。</p>
<p><b>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</b></p>	<p><b>自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</b></p>

## 1 評価の充実に関する目標

- 1) 全学的項目に係わる自己点検は、原則として毎年項目を定め評価委員会が行う。
- 2) 分野別の教育研究に係わる自己点検評価は、期間中に少なくとも1回は行い、そのうち1回は外部評価を受けるものとする。ただし、この外部評価は独立行政法人大学評価・学位授与機構、国立大学法人評価委員会が行う評価は含まない。
- 3) 年毎の部局毎の自己評価資料を大学で集中管理するシステムの構築を図る。

## 2 情報公開等の推進に関する目標

- 1) 情報の受発信を行う専門的な部署を設ける。
- 2) 役員会及び経営協議会の外部委員は、外部発信の窓口的な役割を有する者として位置づける。
- 3) 同窓会に対しては、特に大学からの発信を密にする。
- 4) 環境問題への取組みも積極的に発信し、社会に対する環境維持への関心の向上に資する。

### その他業務運営に関する重要目標

## 1 施設設備の整備・活用等に関する目標

- 1) 施設設備に関する長期的な構想を策定し、計画的な施設整備・管理を行う。
- 2) 豊かなキャンパスづくりの推進を図る。
- 3) 施設整備・管理に当たっては環境保全と省エネルギーに十分配慮する。
- 4) 制定した規則に基づき、施設等の点検を実施し有効利用を促進する。
- 5) 全学共用スペースの確保とその有効利用を促進する。
- 6) 新增築に際しては、全スペースの20%を全学共用スペースとし、また改修についても全学共用スペースを設けることとし、これらの共用スペースは、ルールに基づき有効利用する。また、適宜利用状況を点検し、不適当な利用の場合は退去勧告し、利用の再検討を行う。

## 2 安全管理に関する目標

- 1) 専門の部署を設け、安全、安心を最重要課題と位置づけ、

## 1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- 1) 大学としては、理事又は副学長を責任者とする自己点検・評価委員会を置き、部局等には副学部長あるいは施設長を責任者とする自己点検・評価委員会を置く。

評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策

- 1) 評価結果に基づき、部局にあってはその長、法人にあっては学長はその改善に努めなければならない。

## 2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策

- 1) 学内情報が全て集積され、各種のデータベース化を行い、学内外へ必要な情報発信を行う部署を作る。

### その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

## 1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 1) 早期に本学の施設整備の長期計画を作成する。
- 2) 2年毎に全学的な施設整備及び有効利用状況に関する点検調査を実施し、報告書を作成するとともに学長は必要な勧告を行う。
- 3) 早期に全学の共用スペースの確保計画を作成する。
- 4) 耐震性の確保、老朽施設の改善を図るための改修計画を順次進める。
- 5) 学内の交通計画の見直しを実施し、道路改修・歩道・駐車場の整備計画及び入構規制の具体的計画を策定する。
- 6) 点字ブロック・点字標識・障害者用エレベーター・障害者用トイレの整備に努める。また、学内サイン計画を策定し年次的に整備していく。
- 7) 早期にゴミの分別収集を徹底し、次年度の減量化目標を策定して実施するサイクルを定着させる。
- 8) 環境美化に対する組織を整備し、啓蒙活動に努めるとともに、学生を含めたキャンパス・クリーン活動を年3回行う。
- 9) 早期に毒劇物関係法令、化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）、環境汚染防止関係法の担当部署を一元化する。それらに関する現状把握、現状分析、管理法、減量化等の対策案を作成する。

## 2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策



施設整備及び大学運営の中に反映出来るシステムを構築する。

- 1) 労働安全衛生法により定められた実施要綱，実施手順により見直しを行い，定期点検を含む必要な業務を行う専門的な部署を設ける。
- 2) 施設設備についても安全点検及び報告義務を課する。

学生等の安全確保等に関する具体的方策

- 1) 学生等の教育研究中の安全確保についても関連実験毎に安全指針及び手順の作成を行い，必要な事項は見やすい所への掲示を義務づける。
- 2) IT関連の安全管理についてもソフト面（教育）を含め万全を期す。

中期目標

別表（学部，研究科等）

学 部	地域学部 医学部 工学部 農学部
研 究 科	教育学研究科 医学系研究科 工学研究科 農学研究科 連合農学研究科（鳥取大学，島根大学， 山口大学で構成する連合大学院）
附 置 研 究 所	

中期計画

別表（収容定員）

平成 16 年度	地域学部	670人	(うち教員養成に係る分野	210人)
	医学部	1,140人	(うち医師養成に係る分野	470人)
平成 17 年度	工学部	1,800人	(うち獣医師養成に係る分野	210人)
	農学部	1,010人		
	計	4,620人		
平成 16 年度	教育学研究科	84人	(うち修士課程	84人)
	医学系研究科	314人	(うち修士課程	62人)
平成 17 年度			博士課程	252人)
	工学研究科	370人	(うち修士課程	306人)
平成 16 年度			博士課程	64人)
	農学研究科	122人	(うち修士課程	122人)
平成 17 年度	連合農学研究科	49人	(うち博士課程	49人)
	計	939人		
	合計	5,559人		
平成 16 年度	地域学部	700人	(うち教員養成に係る分野	140人)
	医学部	1,140人	(うち医師養成に係る分野	470人)
平成 17 年度	工学部	1,800人	(うち獣医師養成に係る分野	210人)
	農学部	1,010人		
	計	4,650人		
平成 16 年度	教育学研究科	84人	(うち修士課程	84人)
	医学系研究科	335人		

	工学研究科	369人	(うち修士課程 博士課程 82人 253人)
	農学研究科	122人	(うち修士課程 博士課程 306人 63人)
	連合農学研究科	51人	(うち修士課程 122人)
	計	961人	(うち博士課程 51人)
	合計	5,611人	
平成 18 年度	地域学部	730人	(うち教員養成に係る分野 70人)
	医学部	1,140人	(うち医師養成に係る分野 470人)
	工学部	1,800人	
	農学部	1,010人	(うち獣医師養成に係る分野 210人)
	計	4,680人	
	教育学研究科	84人	(うち修士課程 84人)
	医学系研究科	330人	
	工学研究科	369人	(うち修士課程 博士課程 82人 248人)
	農学研究科	122人	(うち修士課程 博士課程 306人 63人)
	連合農学研究科	51人	(うち修士課程 122人)
計	956人	(うち博士課程 51人)	
	合計	5,636人	
	地域学部	760人	
	医学部	1,140人	(うち医師養成に係る分野 470人)
	工学部	1,800人	

平成 19 年 度	農学部	1,010人	(うち獣医師養成に係る分野 210人)
	計	4,710人	
	教育学研究科	84人	(うち修士課程 84人)
	医学系研究科	330人	(うち修士課程 82人 博士課程 248人)
	工学研究科	369人	(うち修士課程 306人 博士課程 63人)
	農学研究科	122人	(うち修士課程 122人)
	連合農学研究科	51人	(うち博士課程 51人)
	計	956人	
	合計	5,666人	
平成 20 年 度	地域学部	760人	
	医学部	1,140人	(うち医師養成に係る分野 470人)
	工学部	1,800人	
	農学部	1,010人	(うち獣医師養成に係る分野 210人)
	計	4,710人	
	教育学研究科	84人	(うち修士課程 84人)
	医学系研究科	330人	(うち修士課程 82人 博士課程 248人)
工学研究科	369人	(うち修士課程 306人 博士課程 63人)	
農学研究科	122人	(うち修士課程 122人)	
連合農学研究科	51人	(うち博士課程 51人)	
	計	956人	

	合 計	5,666人	
平成 21 年 度	地域学部	760人	
	医学部	1,140人	(うち医師養成に係る分野 470人)
	工学部	1,800人	
	農学部	1,010人	(うち獣医師養成に係る分野 210人)
	計	4,710人	
	教育学研究科	84人	(うち修士課程 84人)
	医学系研究科	330人	(うち修士課程 82人 博士課程 248人)
	工学研究科	369人	(うち修士課程 306人 博士課程 63人)
	農学研究科	122人	(うち修士課程 122人)
	連合農学研究科	51人	(うち博士課程 51人)
	計	956人	
	合 計	5,666人	